

令和元年度第1回小牧市廃棄物減量等推進審議会会議録

日 時：令和元年5月20日（月） 15時10分～16時30分

場 所：小牧市役所 本庁舎3階 301会議室

【出席委員】

細 敏雄、水草 貴裕、岸 伸行、佐橋 均、小柳 松夫、前田 伸博、
野畑 紀子、北出 恵子、市岡 信英（代理）、五藤 隆夫、一戸 貢、貝
隆、中村 豊子、馬場 容子（14名）

【欠席委員】

河邊 文雄、野々垣 重男、杉本 真一、川渕 義隆、長谷川 伸五、河
村 典久（6名）

【事務局】

神戸市民生活部長、林市民生活部次長、藤田ごみ政策課長、長谷川（妙）
ごみ減量推進係長、長谷川（宏）収集美化係長、吉野主事、近藤主事、玉
田主事

内 容

藤田 課長

本日は、お忙しい中ご出席賜り誠にありがとうございます。
私は、本日の進行を務めます、ごみ政策課長の藤田です。よ
ろしくお願いします。

本日の会議ですが、河邊委員、野々垣委員、杉本委員、川渕
委員、長谷川委員、河村委員につきましては、あらかじめ欠席
の連絡を受けております。

また、J Aの川井委員の代理といたしまして、市岡様にご出
席いただいておりますので、ご報告いたします。

はじめに、今年度から新たに委員になられた方をご紹介します。

区長会代表者として、味岡地区会長 細敏雄様、小牧南地区
会長 水草貴裕様、小牧地区会長 岸伸行様、巾下地区会長
佐橋均様、北里地区会長 前田伸博様、各種団体代表者として
尾張中央農業協同組合から川井則昌様、事業者代表としてユニ
ー株式会社 アピタ小牧店から長谷川伸五様の計7名です。

藤 田 課 長	他の委員の方々のご紹介もさせていただきたいところですが、時間の都合上、名簿でご確認いただくことでご紹介に代えさせていただきたいと思います。 新たに委員になられた方の委嘱状は、机の上の封筒の中に入れておりますのでよろしくお願いします。 続いて事務局の紹介をさせていただきます。 (神戸部長から順に自己紹介) 改めて事務局を代表しまして神戸市民生活部長より挨拶申し上げます。
神 戸 部 長	～ あいさつ ～
藤 田 課 長	ご着席ください。それでは、資料の確認をさせていただきます。 ～ 資料確認 ～ それではこれより令和元年度第 1 回小牧市廃棄物減量等推進審議会を始めます。なお、この会議及び会議の会議録は、公開となっておりますので、ご承知おきください。 この度の小牧市区長会の役員変更により小柳委員が連合会長の職を退かれ、当審議会の会長の職についても辞退される旨の申し出がありました。したがって、新たな会長が決定するまでは、五藤副会長に会長の代理及び議事の進行をお願いします。
五藤副会長	それでは、次第に沿って進めます。 まず、次第 3 の小牧市廃棄物減量等推進審議会について事務局の説明を求めます。
長谷川 (妙) 係長	それでは、次第 3「小牧市廃棄物減量等推進審議会について」ご説明します。

長谷川 (妙) 係長	説明が長くなりますので、恐縮ですが着座にて失礼します。 お手元の資料の２ページをご覧ください。 本審議会は、平成２０年４月１日から施行されました小牧市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する条例に規定されたものです。 条例第６条第２項にありますように２０名以内の委員をもって組織することとなっています。 委員の任期については、資料の３ページになりますが、規則第３条第２項及び第３項にありますように２年とし、再任は妨げないこととなっています。 また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となりますので、皆さまは、令和２年３月３１日までの任期となります。 また、当審議会の審議事項としては、資料の４ページにあります小牧市廃棄物減量等推進審議会運営要綱の第２条 （１）一般廃棄物処理計画に基づく実施計画等の推進に関すること （２）廃棄物の減量、再利用等の推進等に関すること となっていますので、これらについて、年間に３回ほどご審議いただいております。 しかし、本年度は小牧市ごみ処理基本計画の中間見直しの年にあたるため、例年より１回多い、４回の会議を開催させていただく予定です。開催時期については、資料の１０ページをご覧ください。 第１回は本日開催をしており、第２回は９月上旬、第３回は１０月中旬、そして第４回は来年の１月下旬を予定しております。 各回の議事についてですが、本日の会議で「小牧市ごみ処理基本計画（青い冊子）」に対する現在の進捗状況を振り返った後、第２回以降の会議で同計画の中間見直しと来年度の「小牧市一般廃棄物処理実施計画」をご審議いただきます。この２種
------------	--

長谷川 (妙) 係長	類の計画の詳細については、後ほど、議事の中でご説明します。 また、第４回の会議では、資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体を選考いたします。 資源回収貢献団体とは、本市が実施している資源回収団体に対する奨励金の交付事業に関して本市が目指す目標に対して大いに貢献していると判断できる団体であり、ごみ集積場管理功績団体とは、本市内の１２９の行政区のうち、ごみ集積場の管理状態が優れていると判断できる行政区の事です。それぞれに該当する団体をご審議いただき、毎年３月に開催する資源回収団体連絡会議の冒頭において感謝状贈呈式を行うものです。 以上で説明を終わります。
五藤副会長	続きまして、次第４の議事に入ります。 議事（１）「会長の選出について」事務局に説明を求めます。
藤田課長	議事（１）「会長の選出について」説明させていただきます。 規則第４条第１項では、「審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める」となっておりますが、いかがいたしましょうか。
馬場委員	これまでも会長については、区長会の連合会長にお願いしていただきましたので、新たに連合会長になられた細委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。
全委員	異議なし
藤田課長	ご異議なしとのことですので、当審議会の会長には細敏雄委員が選任されました。細委員、前の席へお願いします。 ～ 会長移動 ～

藤 田 課 長	それでは、ただいま就任されました細会長にごあいさつをいただきたいと思います。
細 会 長	～ あいさつ ～
藤 田 課 長	ありがとうございました。 それでは、規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、今後は、細会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
細 会 長	それでは、議題（２）「目標の達成に向けた取組み（小牧市ごみ処理基本計画）の達成状況について」事務局の説明を求めます。
近 藤 主 事	それでは、議事（２）「目標の達成に向けた取組み（小牧市ごみ処理基本計画）の進捗状況について」ご説明します。 説明が長くなりますので、恐縮ですが着座にて失礼します。 議事の内容に入る前に、「小牧市ごみ処理基本計画」及び「小牧市一般廃棄物処理実施計画」についてご説明します。 市町村は、廃棄物処理法の規定により、目標年次を 10 年から 15 年先において、長期的視点に立った基本方針を定める基本計画とこの基本計画に基づき、年度ごとに策定する実施計画を定めることとなっております。 本市において、その長期的な基本方針を定めた基本計画が平成 27 年度から 36 年度までの 10 年間を計画期間とする「小牧市ごみ処理基本計画」（青い冊子）です。この計画については計画策定当初に想定をしていた取組み以外のことも実施しており、ごみの見込量も実際と乖離している品目があるため、残りの 5 年間について今年度中間見直しを実施します。 また、この基本計画に基づいて単年度ごとに定めたものが、「小牧市一般廃棄物処理実施計画」であり、お配りいたしました別添資料に、昨年度ご審議いただいた今年度（平成 31 年度）

近 藤 主 事	実施計画がございますので、後ほどご確認ください。 ごみ処理基本計画の概要については、冊子の２２ページをご覧ください。 本計画は、平成２６年度に策定いたしました。基本理念を前計画から継承し、「資源循環型社会の構築」としています。この基本理念を実現するための方針として「市民・事業者のごみ減量・分別に向けた意識啓発」「市民・事業者・行政の協働による３Ｒ推進」「柔軟なごみ収集の推進と適正なごみの処理」の３つを掲げております。計画書の２４ページにあるとおり、この方針に沿った具体的な取り組み内容を定めています。 計画書の２３ページにお戻りください。ここでは、ごみの減量や資源化などの施策に取り組んでいくことにより達成を目指す目標値を中間年度となる平成３１年度と最終年度となる平成３６年度とで記載しております。 策定当時予定していた取り組みと異なるところがあるので、一概に比較はできませんが、ごみの排出量を削減し、再資源化率を向上させることを目標としています。 なお、各年度の詳細な見込み量等には、巻末のＡ３資料に記載してありますので、後ほどご確認ください。 以上で計画の概要の説明を終了します。 ここからは、議事の説明をさせていただきます。 まず、会議資料の６ページをご覧ください。減量・再資源化の数値目標についてですが、「資源を除く家庭系ごみ（いわゆる燃やすごみ、破碎ごみ、粗大ごみ）１人１日あたりの排出量」については、目標値の４３２．７ｇに対して実績値が４２２．８ｇとなっています。また、「資源を除く事業系ごみ（エコルセンターに搬入される事業所からのごみ）の年間排出量」については、目標値の１１，７２４トンに対し実績値が１１，６４３トンとなっており、これらについては、概ね目標を達成しました。 再資源化率については、まだ市外の再資源化施設で処理をした事業系資源の集計が間に合っていないため、現状は空欄とさ
---------	---

近 藤 主 事	せていただいております。こちらは、第２回の会議の中でお示しする予定です。 詳細については、会議資料の８ページの「平成３０年度のごみ・資源の排出状況」をご覧ください。 家庭系ごみについては、表の中段「家庭系ごみ 小計Ａ」の欄をご覧ください。こちらは、「燃やすごみ」「破碎ごみ」「粗大ごみ」の家庭系それぞれを合計したものととなります。昨年度の排出量は、約２３，６０５トとなり、平成２９年度と比較をしますと、約４３７ト減少しました。 事業系ごみについては、同じく中段「事業系ごみ 小計Ｂ」の欄をご覧ください。昨年度の排出量は、約１１，６４３トとなり、平成２９年度とほぼ横ばいとなっております。 資源については、特に着目する点は、「雑がみ」と「剪定枝」です。雑がみは、平成２９年４月に対象とする品目を拡大し、桃花台地区において先行的に週１回収集を開始したこともあり、排出量は約５５６トで平成２９年度の約１．３倍となりました。また、剪定枝は、平成２９年１２月に新たに開設した第３資源回収ステーションの認知度が増加し、昨年１０月からごみ集積場に排出された剪定枝類を燃やすごみとは別で午後から収集し、拠点回収場所へ持ち込んだことにより排出量は約７６３トで平成２９年度の約１．４倍となっております。資源全体としては、昨年度の排出量が約７，５７３トとなり、平成２９年度とほぼ横ばいとなりました。 最後に、一番下段「総合計 Ｄ」の欄をご覧ください。こちらは、これまでご説明した「家庭系ごみ Ａ」「事業系ごみ Ｂ」「資源 Ｃ」の合計となります。平成３０年度の総排出量は、約４２，８２０トとなり、平成２９年度と比較しますと、約３１５ト減少しました。 続いて、取り組み状況についてご説明します。資料のページをお戻りいただいて改めて６ページをご覧ください。２つ目の表で、計画の２５ページから２９ページまでに掲げた個々の取り組みの進捗状況を平成２９年度と平成３０年度の２ヶ年分
---------	--

近 藤 主 事	を◎、○、△で評価して掲載していますので、計画書と合わせてご覧ください。 まず、取組１－（１）の①市民・事業者への情報提供です。項目が２つございますが、１つ目の項目について、昨年１０月から開始した「ごみの分別の簡素化」などの周知をはじめ、ごみの出し方の注意点や排出時間の徹底などを広報やホームページ等で行い、平成３１年３月にはごみ分別に関する啓発冊子である「資源・ごみの分け方と出し方」を新たに作成し、区の広報配達員や共同住宅の管理会社を通じて配布しました。 ２つ目の項目につきまして、現在、市ではスマートフォン向けのごみ分別アプリを２種類配信しており、アプリを活用した最新情報の通知を行っております。 また現代は、紙媒体での情報収集だけでなく、「LINE」「facebook」「twitter」のような SNS から情報収集をする方が増加しておりますので、今後、これらのツールを有効的に活用し、幅広い市民の方に情報が伝わるように努めていきたいと考えております。 次に、取組１－（２）の①市民の意識啓発です。次の頁にわたり５つ項目がございますが、毎日市内を巡回する廃棄物処理適正指導員を４名配置し、ごみ集積場を確認して回っております。不適正排出者を特定できた場合は、そのままお宅へ訪問して指導に当たっています。 昨年度は文書による指導を含め、２５６件の不適正排出者に対して指導を行いました。 次に、感謝状についてはごみの抑制や資源化の推進に努める資源回収団体やごみ集積場の美化や管理に尽力していただいた行政区に対して感謝の意を表し、毎年贈呈をしております。 昨年度は、資源回収団体１５団体及び行政区９区に対して、感謝状を贈呈しました。 続いて、自主回収場所の利用促進ですが、市では、ごみの減量・資源化が推進できれば方法は拘っておりません。したがって、市内のスーパーなどに空きスペースを利用した資源回収コ
---------	--

近 藤 主 事	ンテナの設置をはたらきかけ、あわせて市民に対してもパンフレットや出前講座等を通じて周知に努めています。 次に、エコハートショップ認定制度の推進ですが、これは市内のごみ減量、排出抑制、再生品商品の販売その他リサイクル活動に積極的に取り組んでいる販売店をエコハートショップとして認定しておるもので、平成１８年度から認定を開始し、現在１８店舗を認定しています。 リサイクルプラザ（エコハウス・小牧）での啓発活動ですが、中間処理施設であるリサイクルハウスでは空きびん、空き缶、ペットボトルの選別、圧縮、減容といった処理工程の見学会、啓発施設であるプラザハウスでは、とんぼ玉作り、紙すき体験といったリサイクル体験教室、古着・古本のリユースコーナーなどの設置を行い、意識啓発に努めています。 続いて、②事業者の意識啓発です。項目が３つございますが、販売・生産事業者への指導として、過剰包装等の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用等について、販売・生産事業者に引き続き要請していきます。 次の排出事業者への指導については、会議資料の７ページのうち表の中段にあります①排出抑制の欄「環境センターへの搬入物の確認指導」、「減量化等計画書を用いた排出抑制の推進」及びその下段の②資源化の促進の欄「事業系資源の市外再資源化施設への搬入促進」と類似しているためあわせてご説明します。 本市では、事業系ごみは量の多少にかかわらず、地域のごみ集積場には出せないこととしています。したがって、巡回の折などに事業者のものと思われるごみを発見し、排出事業者が特定できる場合は、直接事業所まで出向き、指導をしています。 また、事業所や店舗の中で１日に１００kg以上の廃棄物を排出する多量排出者や、一定規模以上の事業所、店舗を有している事業者には減量化計画書の提出を義務付け、資源化できる紙をエコルセンターで処理するのではなく、再生事業者での処理を誘導するなど排出抑制や再資源化を推進しています。
---------	---

近 藤 主 事	環境センターへの搬入物の確認指導については、小牧岩倉衛生組合により搬入物を抜き打ちで検査し、産業廃棄物の混入や中身の見えない色の袋での搬入を確認した場合は搬入業者を指導し、指導後も改善が見られないときには搬入車両の制限をかけることで事業者に対しても分別の徹底を促しています。 会議資料の 6 ページにお戻りいただき、最下段の不用品回収業者への指導ですが、市の許可を得ずに一般廃棄物を回収することは違法行為であるため、市においてもこれらの情報を把握した際には、適宜指導を行ってまいります。 次に 7 ページをご覧ください。最上段の取組 2 - (1) の①家庭系ごみの排出抑制及び資源化です。項目が 3 つございますが、生ごみの堆肥化については、平成 2 8 年度から家庭用生ごみ処理機、コンポスト容器、減容容器などに上限額はありますが、購入費の 2 分の 1 まで補助金を交付しています。昨年度は 4 0 件の申請に対して補助金を交付しました。 次の子ども服リユースとは、3 R の推進を図るとともに、子育て支援をすることを目的に、市内の児童館 8 か所において概ね小学校低学年までの不要になった子ども服やマタニティを引き取り、必要とされる方に提供するものであります。平成 2 4 年度から開始し、7 年目となった昨年度 7 , 0 8 2 人の方に約 2 4 , 0 0 0 着の子ども服を提供しました。 また、本年度も予定しておりますが、1 1 月に勤労センターで開催された、「こまキッズフェスタ」においても臨時イベントを開催し、多くの方にご利用いただきました。 続いて、剪定枝粉砕機の貸出です。こちらは、平成 2 2 年度から実施していますが、今後も市民に粉砕機を無償で貸し出し、家庭から出た剪定枝をチップ化して有効利用していただくことにより燃やすごみの減量及び資源化を図っています。 続いて、②資源化の促進です。項目が 4 つありますが、小型家電からの有用金属の回収では、パソコンや携帯電話などに使用されているレアメタル等の資源化を促進するため、市内 3 か所の資源回収ステーションで回収を行っています。
---------	--

近 藤 主 事	古紙類の資源化については、平成２９年度に雑がみの対象品目を拡大し、金属やビニールのついた紙や防水加工された紙などこれまでは雑がみで出すことができなかった紙も雑がみで出すことができるようにしました。 そして昨年度は、雑がみの雨天時回収や桃花台地区をモデル地区とした雑がみの毎週回収などを実施し、先にも申し上げましたとおり収集量は約１．３倍となりました。 次に、剪定枝の拠点回収については、昨年１０月からごみ集積場に排出された剪定枝類を燃やすごみとは別で第３資源回収ステーションへ搬入し、資源化しております。この取り組みの効果もあり、回収量は約１．４倍となりました。 最後に、資源回収団体との連携ですが、子ども会、ＰＴＡなどの各種団体による資源回収の実施は、ごみ減量、再資源化のみならず地域コミュニティの活性化にも大きく寄与しており、市では収集量に対して１kg あたり５円の奨励金を交付しています。 昨年度では、奨励金交付の対象外となる空き缶を含んだ数値となりますが、１，５５２トンの回収されました。 続く取組２－（２）の①排出抑制及び②資源化の推進については、先ほどご説明したとおりです。 次に、取組３－（１）の①収集体制の見直しについてです。平成２９年１０月から燃やすごみは午前中に回収しています。 続いて、②市民の負担軽減です。高齢化などへの対応として現在、ごみ集積場への排出が困難な高齢者などの世帯に対し、戸別収集を行う「こまやか収集」を実施しておりますが、今後もケアマネージャー、ヘルパー、ボランティア等の福祉関係者や親族の方等と連携しながら、支援を継続してまいります。昨年度は、１７８件の収集を実施しました。 そして、③戸別収集の検討です。戸別収集につきましては、平成２９年度に業者委託をして分析した結果から、狭歪道路がある地域や共同住宅の住民には恩恵がないため、全体の費用対効果を鑑みながら、今後も慎重に検討していきます。
---------	---

近 藤 主 事	次に取り組３－（２）の①適正な運転管理です。項目が３つございますが、平成２７年４月から稼働しております小牧岩倉エコルセンターについて、大きな事故も発生しておらず順調に稼働しています。大気汚染物質の測定・公表について地元区と協定を締結した厳しい基準値を大きく下回っております。 続いて②資源化の促進及び③最終処分場の維持については、計画書（青い冊子）の３３ページのフロー図をご覧ください。 燃やすごみ並びにごみ破砕施設にておよそ１５ｃｍ角まで破砕した破砕ごみと粗大ごみは、ごみ熔融施設にて約１，８００℃の高温で熔融処理し、建設資機材などに活用できる熔融スラグやメタルを回収しております。これにより資源回収量を増加させ、埋立処分される量を削減しています。 最後に、会議資料の９ページに参考として掲載させていただいた「愛知県内１０万人以上の市町村における順位（平成２９年度実績）」ですが、これは環境省が実施している一般廃棄物処理実態調査における県内１０万人以上の市町村のごみ排出量の順位です。 集計の方法が市とは異なるため、市の資料とは直接比較することはできませんが、表にあるとおり、本市のごみの排出量及びリサイクル率は、いずれの項目とも県平均を上回っており、特にリサイクル率は県内で１位となりました。 長くなりましたが、説明は以上です。
細 会 長	ただいまの説明について、質疑・意見等があればお願いします。
一 戸 委 員	会議資料の６、７ページをお願いします。 平成２９年度及び平成３０年度ともに進捗状況の評価◎が多いですが、評価○となっているものとしてまず、「エコハートショップ認定制度の推進」があり、これはどうしたら今後、推進されていくのでしょうか。また、「減量化等計画書を用いた排出抑制の推進」についても評価○となっており、その結果

一戸委員	としてなかなか事業系ごみが減らないのではないかと思います。最後に「高齢化などの対応」も評価〇であり、先ほどの説明の中でこまやか収集の実績が１７８件とありました。これについては、収集してほしいという要望があって行われるものなのか、それとも行政のできる範囲で行っているものなのかをお聞かせ願いたいです。
藤田課長	エコハートショップについて補足いたします。この制度の目的は、市内においてごみ排出抑制や修理再生商品の販売、その他リサイクル事業に積極的に取り組んでいただいている販売店を市がエコハートショップとして認定し、環境にやさしいまちづくりを推進していくことです。 認定条件は、原則として販売店がごみの分別・リサイクル活動を実施していること、消費者に対してごみの抑制・再使用、再利用に関する啓発を必ず行っただき、その他の取組みとして、例えばレジ袋使用量の削減や簡易包装の推進に取り組んでいることやリユースに関する取組みとしてお店で販売した商品の修理が必要となったときに修理対応をしていただくこと、詰替え商品を販売することでごみの発生を抑制していることが挙げられます。 この度、評価〇とさせていただいたのは、認定店舗を周知した後に具体的な取組みまでは実施できていないところであり、市としては課題として考えているためです。 ２点目の減量化等計画書について、市では条例に基づき、大規模事業者等へ事業系一般廃棄物の減量化等計画書の提出をお願いしています。 この書類につきましては、事業系ごみの中でも産業廃棄物は除き、事業系一般廃棄物を対象としており、発生見込量に対し、どのように削減する取組みをされているのか、排出されたものについてどのように処理をされているのかという点を計画書として出していただいております。また、提出された内容を見えますと積極的に減量に関する取組みを実施されている事

藤田課長	業所もあれば、全てを一括してエコルセンターへ搬入されているところもあります。 市としても事業系一般廃棄物は多量に排出されることから減量が課題と考えているところですが、具体的に減量化等計画書を活用した取組みを実施するには至っていません。 また、事業者向けのパンフレットの作成が近年できておりませんが、その冊子の中でごみを減量するための具体的な取組みを紹介するなどの方法を取り、大規模事業者に限らず全ての事業所に対して積極的にごみ減量化を推進していくことが今後の課題であると考えております。 ３点目としてこまやか収集を１７８件実施したと報告させていただきましたが、この実績は要介護・要支援認定を受けており日常生活でごみ出しが困難であるという方に対して、リサイクルプラザがこまやか収集ということで戸別収集を実施した世帯数となります。
北出委員	昨年度の会議でも話ができましたプラ製容器包装についてです。昨年度は前年度と比較して収集量が減少したとのことですが、小牧市は今後どのように処理をしていくのでしょうか。
藤田課長	最近、ニュースで「廃プラ」という表現が用いられており混在しやすいため整理をさせていただきますと、北出委員がおっしゃったプラについては、資源用指定袋である緑袋で収集しているプラスチック製容器包装のことです。 こちらについては、再資源化について国が指定した処理ルートがあるため、本市ではこの処理ルートに沿って処理をしています。 昨年度から、プラはカロリーが高くそれなりの量があることからエコルセンターで溶融し、助燃材としてはという意見を当審議会でもいただいておりますが、今のところ市ではこれまで通り国が指定したリサイクルルートで処理をしていこうと考えております。

北 出 委 員	私たちの生活の中で出たプラ製容器包装でもきれいなものはリサイクルができるかと思いますが、汚れているものも混在しています。したがって、市民に対してきれいに洗うよう啓発していかないとリサイクルをすることは難しいかと思います。
藤 田 課 長	ご指摘のとおりでプラ製容器包装では様々な種類のものが対象となります。中には歯磨き粉のチューブやマヨネーズの容器などなかなか中の油が取り除けなく再資源化に向かないものもあります。したがって、市としてはなかなか中の油が取り除けないものは燃やすごみで出し、簡単に注いで汚れが取れるものをプラ製容器包装で排出するように啓発冊子でもご案内しております。
小 柳 委 員	今お話があったプラスチックの関係ですが、前回の会議で中国が輸入を規制した影響で大量のプラスチックが国内で滞留していると聞きました。この話を受けて極端な話を申し上げますと、エコルセンターでプラ製容器包装は全て燃やすことができるのか気になっているところです。 5月17日の中日新聞で産廃のプラ焼却をするために自治体利用する旨の記事があり、環境省は各自治体へ要請をしていくようです。仮にそうなった場合、小牧市は受入れできる余力があるのでしょうか。
藤 田 課 長	本市のプラ製容器包装については、国内で処理をしますもので、中国の輸入規制の影響はないと考えております。 産業廃棄物も含め容器包装ではないプラスチックの製品、いわゆる廃プラについては、今後の国際間の条約等で規制がかかってくる影響もありまして処理先がないという事態になっていくのではないかと考えております。 そのような状況の中で、先ほど小柳委員がおっしゃった廃プラの受入れについてはまだ環境省から市へ通知があったわけではなく、ごみ処理施設の稼働状況や地元調整の関係もあります。

藤 田 課 長	ので、仮に環境省から要望があった場合にどうするかは、この場ではなんとも申し上げられません。
小 柳 委 員	プラスチックの問題は難しい問題であり、産廃の廃プラを含めてプラスチックが処理しきれず滞留し、海洋汚染の問題にもつながる恐れがあります。 新聞で報道されているような産廃の廃プラの受入れの話は置いておくとしても、家庭から発生するプラ製容器包装がどの程度焼却処分できるのかを市として検討していただきたいと思います。
馬 場 委 員	以前もご相談したことがあります。本来、ごみ集積場に出された剪定枝は燃やすごみの白袋とは別で午後から収集するはずですが。しかし、私が住んでいる桃花台地区では全て午前中に一緒に収集しています。これについて考えられる原因と今後、収集業者へ指導いただけるのか伺いたいです。
長谷川 (宏) 係長	たとえ剪定枝類しか入っていないとしても白袋に入れられている場合は、他のごみが混在している恐れがあるため午前中に燃やすごみとして収集しています。 しかし、縛った枝なども燃やすごみと一緒に収集しているということであれば、本来は分けて収集するよう指示しておりますので、市から指導をいたします。
細 会 長	他に質問もないようですので、続いて、議事（３）「小牧市分別収集計画（案）について」事務局の説明を求めます。
長谷川 (宏) 係長	それでは、議事（３）の「小牧市分別収集計画（案）」についてご説明させていただきます。 計画の具体的な説明に入る前に、本市の分別収集の状況についてご説明いたします。 容器包装リサイクル法で分別収集の対象としている容器包

長谷川 (宏) 係長	装は、ガラス瓶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールの 8 品目があります。このうちアルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールの 4 品目は、すでに市場経済の中で有価として取引されており、円滑なリサイクルが進んでいるため、再商品化の義務の対象となっておりません。 本市では分別収集の対象となっている 8 品目すべてを分別収集しており、そのうちペットボトルとプラスチック製容器包装の 2 品目については、容器包装リサイクル法に基づく国の指定処理ルートで処理を行っておるところです。 続いて計画の説明に入りますので、別添「小牧市分別収集計画（案）」の 1 ページから 9 ページご確認下さい。 この計画策定の目的は、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、最終処分場の延命化を図るためであり、容器包装リサイクル法第 8 条で「市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3 年ごとに、5 年を一期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めなければならない。」とされております。 環境省から作成のガイドラインが示されており、それに従い方針の設定や推計値の算出を行っています。計画の内容はごみ処理基本計画や一般廃棄物処理実施計画に基づき、容器包装廃棄物の分別収集について計画を作成しています。 前回の策定は平成 28 年度であり、今年度が 3 年目となり、策定を行うタイミングとなりますので、今回「小牧市分別収集計画（案）」を提示させていただきました。 計画期間は令和 2 年 4 月を始期とする 5 年間とし、資源のうち、本計画で取り扱う品目については排出方法に変更はありません。 3 ページをご覧ください。「5 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み」ですが、これは小牧市から排出される各資源の総量を推計しています。総量とは、分別して排出される量
------------	---

長谷川 (宏) 係長	に加え、分別されず「燃やすごみ」や「破碎ごみ」等に混入されて排出される量も含んだ推計値です。算出方法としては、本市の資源、ごみの総排出量に環境省から例示されている都市の平成２５年度から平成２９年度までのごみ排出量における品目毎の比率をかけて算出しています。 続いて６ページをご覧ください。「８各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み」では分別して排出される容器包装の量を推計しています。推計値としては、平成２７年３月に改定した小牧市ごみ処理基本計画の目標値を採用しています。また、括弧書きで数値を記載している「ペットボトル」及び「プラスチック製容器包装」については、容器包装リサイクル法にて定められた指定法人に引き渡しを行っています。 本計画については本審議会の承認を得たのち、６月に県へ提出し、市ホームページ上で公開する予定です。 以上で説明を終わります。
細 会 長	ただいまの説明について、質疑・意見等があればお願いします。 ～ 特になし ～
細 会 長	質問もないようですので、以上で本日予定している議事は終了します。 続いて、次第５その他について事務局の説明を求めます。
長谷川 (妙) 係長	特にございません。
細 会 長	長時間に渡り、ご意見・ご協力をいただきありがとうございました。これにて閉会とします。